

論 点

投資サービスの範囲・定義方法について

これまで投資家保護策の講じられていない投資サービスや、新たに登場するであろう投資サービスについての証券取引法を中心とした有効な投資家保護のあり方、またその投資サービス法への改組の可能性も含めたより幅広い投資家保護の枠組みについての検討にあたり、対象となる投資商品・投資サービスの範囲・定義方法についてどのように考えるべきか。具体的には、

1. 投資商品の範囲についてどのように考えるか（資料4 - 2）
 - (1) 事業型の組合や会社法改正において検討されている合同会社等に対する投資、スワップ取引等などのデリバティブ取引、医療機関債等、投資家保護が講じられていない投資商品の取扱い
 - (2) 証券取引法以外の法律により投資者保護が図られている投資商品との関係
 - (3) 投資商品の定義のあり方
2. 投資サービス業の範囲についてどのように考えるか。

前回の部会において複数の委員から言及のあった「新しい金融の流れに関する懇談会「論点整理」(平成10年6月)においては、金融サービスとして、()販売・勧誘、()売買(ディーリング)、()仲介(ブローカレッジ)、()引受(アンダーライティング)・売出(セリング)、()資産運用(アセット・マネジメント)、()資産管理(カストディ)、()助言、()仕組み行為、の八類型を挙げている(資料4 - 3)。当面、これらの業務について、既存法制を整理しつつ、証券取引法への一元化について議論することとしてはどうか。